

結核発生届・入院・退院届について

○結核と診断したときは、直ちに患者の居住地を管轄する保健所に電話連絡し、「結核発生届」をFAXしてください。

○結核患者が入院又は退院したときは、7日以内に保健所へ「入院・退院届」を提出してください。

※届出が著しく遅延(概ね30日以上)した場合には、遅延理由及び改善策について管轄保健所へご提出ください。

		結核発生届	入院・退院届
1	法律 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。))	医師は結核患者を診断したときは、 <u>直ちに</u> その者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。(感染症法第12条第1項) ※届出基準については、別紙2を参照してください。	病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、 <u>7日以内</u> に、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。(法第53条の11第1項)
2	<u>届出時期</u>	<u>診断後直ちに</u> ※診断した当日中の届出をお願いします。	<u>7日以内</u>
3	届出者	診断した医師 ※専門医へ紹介する場合等でも、最初に診断した医師が届け出てください。	病院の管理者
4	届出先 ※別紙3を参照	■診断した患者が県内の居住者の場合 <u>患者の居住地を管轄する保健所</u>	■診断した患者が県外の居住者の場合 <u>診断した医療機関の最寄りの保健所</u>
5	届出方法	FAXの際は、個人情報部分を消して送って下さい。詳細は、電話にて確認します。 FAX後は、郵送にて原本の提出をお願いします。	郵送にて提出をお願いします。 ※排菌をしていない患者(37条の2)が別の疾患で医療機関に入院及び退院する場合も届出が必要となります。

※公費負担申請書の作成及び提出

結核と診断された患者が安心して適正な医療を受けられるよう、感染症法で医療費の一部(あるいは全額)を公費で負担します。

公費負担の申請をされる場合は、患者又はその保護者(医療機関が代行することも可)が公費負担申請書を作成し、保健所に提出してください。

基本的に、保健所に届いた日を受理日とし、「公費負担適用開始日」としますので、速やかに提出をお願いします。FAXで提出していただければ、FAXが届いた日を受理日とします。

※ 排菌をしている場合及び周りに感染をさせる恐れがある場合は、結核病床を有する医療機関に入院する必要がありますので、下記の医療機関に連絡をし、転院の手続きをお願いします。

高知県内の結核病床を有する医療機関	電話番号
独立行政法人国立病院機構高知病院	(代表:088-844-3111)
高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	(代表:088-837-3000)
高知県立あき総合病院	(代表:0887-34-3111)
高知県立幡多けんみん病院	(代表:0880-66-2222)

※その他、分からないことがあれば、届け出を行う保健所に直接お問い合わせください。